

1. 趣旨

地域活動への参加意欲のある学生(以下「学生ボランティア」という)を活用し、ボランティア活動を行うことにより住民参加型の地域活動の充実を図り、地域コミュニティの活性化を推進することを目的とする。また、異世代間交流を推進することで地域内での連帯感・相互援助の精神を養い活力ある生涯学習社会の形成を目的とする。

2. 名称

学生ボランティアの名称は次のとおりとする。

通称：“Nボラ”～Near(身近)ボランティア

3. 活動への参加

学生ボランティア事業に参加しようとするものは、いっづかボランティアネットワーク事業実施要項第3条から第5条の規定により登録した者に限る。

4. 事業

学生ボランティア事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) ボランティア活動への指導、助言および支援
- (2) ボランティア登録の促進
- (3) ボランティア活動を行うために必要な各種調整
- (4) 事業拡大に向けた広報活動
- (5) ボランティア活動証明書の発行に関すること
- (6) その他、学生ボランティア活動に関する事業

5. 活動内容

学生ボランティアの活動は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習課が所管する各種事業の運営補助に関すること
- (2) その他、学生ボランティアが行うことが望ましいと教育委員会が判断する活動に関する  
と

6. 報償

学生ボランティアに関する報償は、無償とする。

7. 証明書の発行

教育長は、登録者の申請に基づきボランティア活動証明書を発行することができる。